

XI 合理的配慮を希望する入学志願者の出願

本学では、病気・負傷や障害等がある者が、受験上及び修学上不利になることがないように、合理的配慮の提供を行っており、そのための相談を随時受け付けています。

受験の際に必要な合理的配慮については、内容によって対応に時間を要することもありますので、出願する前のできるだけ早い時期に志願学部の入試係まで相談してください。

また、相談は志願者本人、保護者及び担任教諭等、本人の状態を詳しく説明できる者が行ってください。

(1) 受験上の合理的配慮の申請について

受験上の合理的配慮の提供を必要とする者は、以下の書類を出願書類とあわせて提出してください。

なお、出願後、事故等により受験上の合理的配慮が必要になった場合、又は出願の期限までに提出が困難な場合は、早急に志願学部の入試係までご連絡ください。

また、通常と異なる解答方法を希望される場合には、対応に時間を要するため、出願前のできるだけ早い時期に申請するようお願いいたします。

書 類 等	障害者手帳 所持者	障害者手帳 不所持者
受験上の合理的配慮希望申請書 (https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/guidelines-download/)	○	○
障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の写し	○	×
受験上で必要な合理的配慮に関する診断名が記載された医師の診断書もしくは意見書の写し	○	○
大学入試センターから送付された「受験上の配慮事項決定通知書」の写し (大学入学共通テスト受験者のみ)	○	○

(注) 日常生活において使用している補聴器、松葉杖、車椅子等についても、受験上の合理的配慮の申請が必要となります。なお、座布団、ひざ掛け、タオル（サイズは問わない。）、ティッシュペーパー（袋から中身だけ取り出したもの）、ハンカチ、目薬については、受験上の合理的配慮の申請は不要です。

(2) 受験上の合理的配慮の決定通知

提出された書類により、受験上の合理的配慮を決定し、決定された合理的配慮の内容は、申請者に郵送で通知します。

なお、決定の際に不明な点がある場合には、別途確認の連絡を行うことがあります。

(3) 連絡及び提出先

志願学部の入試係（137ページの学部等照会先参照）